

申請年月日 年 月 日

マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録申請書

三重県知事あて

法人名

代表者名

三重県移住・就業マッチング支援事業実施要領に基づき、マッチング支援事業における移住支援金対象法人の登録を申請します。

1 申請者欄

| | | | |
|-----------------|---|------|--------|
| 本社所在地 | 〒 | 電話番号 | |
| 日本標準産業分類大分類(※1) | | 担当者 | (所属) |
| メールアドレス | | | (フリガナ) |
| 法人番号(※2) | | | (氏名) |

2 申請者に係る確認事項(該当する欄に○を付けてください)

(1) 対象法人の共通要件

| | | |
|---|------|-------|
| (ア) 労働力不足が深刻な以下の業種の法人であること。 農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの) | 該当する | 該当しない |
| (イ) 三重県内に就業地があること。 | 該当する | 該当しない |
| (ウ) 県税の滞納がないこと。 | 該当する | 該当しない |
| (エ) 官公庁等(第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)でないこと(※3) | 該当する | 該当しない |
| (オ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業(資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。)でないこと。 | 該当する | 該当しない |
| (カ) みなし大企業でないこと(※4) | 該当する | 該当しない |
| (キ) 本社所在地が東京圏(※5)のうち条件不利地域(※6)以外の地域にある法人(東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。)を採用する法人を除く。)ではないこと。 | 該当する | 該当しない |
| (ク) 雇用保険の適用事業主であること | 該当する | 該当しない |
| (ケ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと | 該当する | 該当しない |
| (コ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと | 該当する | 該当しない |

(2) その他

| | | |
|--|------|-------|
| 別紙1「移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項」に記載された内容について | 誓約する | 誓約しない |
|--|------|-------|

(3) 添付書類(※下記の書類を添付してください。提出前にチェックしてください。)

- ①履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書(過去6月以内に発行されたもの)の写し
- ②【様式7別紙2】役員等一覧

| | |
|---------------|--|
| 管理コード(三重県使用欄) | |
|---------------|--|

- ※1 ハローワークインターネットサービス（産業分類コード一覧） https://www.hellowork.go.jp/info/industry_list01.html
- ※2 国税庁法人番号公表サイト <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>
- ※3 独立行政法人や第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が出資等している主体を含む。
- ※4 本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。
 - ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
- ※ 上記項目の資本金10億円以上の法人が2（1）（オ）で本事業の対象となる場合には、同項目の判定に当たり資本金10億円以上の法人として考慮しない。
- ※5 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県
- ※6 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。